

入札説明書

令和6年度滋賀食肉センター冷蔵保管施設増築基本設計業務委託にかかる事後審査型一般競争入札については、関係法令および本件にかかる入札公告に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

令和6年度滋賀食肉センター冷蔵保管施設増築基本設計業務委託にかかる事後審査型一般競争入札の公告（以下、「入札公告」という。）1に定めるとおりとする。

2 入札参加資格

（1）配置予定技術者等の要件

入札公告で定める要件を満たすこと。

（2）その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の（ア）から（オ）の要件に該当する者でないこと。

（ア）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

（イ）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

（ウ）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

（エ）会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

（オ）銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の（ア）から（オ）の要件に該当する者でないこと。

（ア）役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上的一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

（ウ）役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

（エ）役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を

供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ウ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

3 入札公告および設計図書等に対する質問および回答

(1) 質問方法

公告および設計図書等に対する質問がある場合には、電子メールにより提出すること。質問書の様式は任意とする。なお、当該電子メールは、入札公告で定める受付期間、メールアドレス宛に提出し、提出先に到達したことを確認すること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札書受付期間の開始までに行い、入札公告に定める期間および場所において閲覧に供するので、入札参加希望者は、入札を行う前に必ず質問に対する回答を確認すること。質問に対する回答に伴い、入札公告および設計図書等を変更する場合があるので留意すること。

4 提出書類

(1) 入札書等の提出は、入札公告3に定めるとおりとする。

(2) 入札にかかる様式は次のとおりとし、滋賀食肉公社ウェブサイトから取得する。

ア 入札書 [様式第1号]

イ 誓約書 [様式第2号]

ウ 配置予定技術者リスト [様式第3号]

エ 積算内訳書 [様式第4号]

(3) 誓約書については、商号または名称等の必要事項に記載誤りや記載漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合には、その者の入札を無効とする。

(4) 代理人が入札書等を提出する場合にあっては、入札書等と同時に入札権限に関する委任状 [様式第5号] を提出しなければならない。

5 入札手続

入札の執行は、入札公告に定めるほか公益財団法人滋賀食肉公社財務会計規程によるものとする。

(1) 入札執行回数

2回を限度とする。

(2) 入札方法

入札書等は、入札公告3(2)に従って密封の上で封印して持参して提出するか、または、同様に密封した内封筒を外封筒に入れて、二重封筒にて書留郵便に

より提出するものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

従って、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 積算内訳書

積算内訳書〔様式第4号〕は、発注者が提示したものを使用すること。

なお、全ての入札者について、提出の有無、必要事項の記入および押印の確認を行うが、積算内訳書の検算等の積算内容の確認は、第一順位の落札候補者以外については行わない。

積算内訳書の確認の結果、下記に該当した場合、入札は無効とする。

ア 積算内訳書の提出がない場合。

イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。

ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

エ 積算内訳書に商号または名称等の必要事項の記入および押印がない場合。

オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。

カ 積算内容が適当でない場合。

(4) 予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札決定しない場合には再入札を行う。再入札の該当者には再入札通知書を電子メールにより通知する。なお、この通知は仮に再入札への参加を認めるものであり、正式な競争参加資格の確認は、再入札の開札後に落札候補者についてのみ行う。

イ 再入札の日程は再入札通知書に記載する。

ウ 再入札の際には積算内訳書および確認資料（以下、「確認資料等」という。）の提出を不要とする。ただし、再入札においては落札候補者となった場合には1回目の入札時に提出した確認資料等を確認することとし、(3)に該当した場合は無効とする。

エ 失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当するものは、入札を無効とする。

ア 入札参加資格のない者による入札

イ 委任状を提出しない代理人による入札

ウ 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

エ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

オ 金額、氏名、押印その他記載要件の確認ができない入札

カ 記載金額を加除訂正した入札

- キ 虚偽の申請を行った者のした入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 開札

開札は、入札公告に定める日時および場所において、入札執行者が、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。また、入札参加者の立ち会いは任意とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、日時を改めてくじ引きを実施し、落札候補者の順位を決定する。

(7) 入札参加資格の確認

落札候補者は、入札公告に定められた日までに、入札公告に指定の場所に以下の申請書等を提出しなければならない。

ただし、滋賀県が実施する入札参加資格審査を受け、有資格者として資格審査通知（有効期限内に限る。）を受けた者にあっては、当該通知の写しを提出の上、落札者決定時における入札参加資格が確認できた場合には、以下のイからオにかかる審査および書類提出を免除する。

ア 入札参加資格確認申請書〔様式第6号〕

イ 滋賀県の県税事務所において交付する県税すべてに未納がないことを証する納税証明書

ウ 役員一覧〔様式第7号〕

エ 全部事項証明書（謄本）現在事項証明書（落札者が個人である場合は不要）

オ 消費税に未納がないことを証する納税証明書

(8) 入札参加資格審査にかかる説明請求

入札参加資格がないと認められた者は、それについて説明を求めることができる。この説明請求は、電子メールによるものとし、入札公告に定められた日までに、入札公告に指定のメールアドレス宛に提出すること。

(9) 落札者の決定方法

ア 落札候補者決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、第一順位の落札候補者とする。以下、次点を第二順位とし、以降同様とする。

イ 落札者の決定

第一順位の落札候補者に対し、(7)により参加資格を確認し、落札者とするか否かを決定する。

ウ 次点以降の繰り上げ

第一順位の落札候補者を落札者としなかった場合、第二順位を第一順位に繰り上げ、以降同様としてイの決定を行う。

6 その他

(1) 契約の締結または契約締結の中止については、次のとおりとする。

ア 契約締結手続きについては次のとおりとする。

(ア) 落札者の決定により契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として

決定した日から 7 日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を取り交わすものとする。

(イ) 契約書は、落札者が契約書の案に記名押印した後、当公社契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

(ウ) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(エ) 当公社契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名・押印しなければ本契約は、成立しないものとする。

イ 落札者の決定後、契約成立までの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 2 (2) アまたはイの要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

(2) 現地説明会は、行わない。

(3) 入札参加者は、次の事項を遵守すること。なお、違反した場合、入札は無効とする。

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和2年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格または入札書等の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

エ 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となってはならない。

(4) 入札の公平性および公正性が確保できないと判断した場合は、入札を中止し、または落札決定を取り消すことがある。

(5) 入札説明書、仕様書〔資料第1号〕等に規定する事項を遵守するとともに、当公社が指示する事項に従うこと。

(6) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、仕様書〔資料第1号〕に定める業務の実施に係る一切の経費を見込んで金額を見積るものとする。

(7) 入札参加者またはその代理人は、委託料の請求方法、請求時期等の契約条件を契約書案〔資料第2号〕に基づいて、十分考慮して入札金額を見積るものとする。

(8) 入札参加者またはその代理人は、仕様書〔資料第1号〕、契約書案〔資料第2号〕等を熟覧の上、入札書等を提出しなければならない。また、入札書等の提出後、仕様書等にかかる不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 落札候補者決定後において、入札説明書、仕様書〔資料第1号〕等の内容に関する不明または錯誤等を理由に、異議の申立または提案内容の変更申出を行うことはできない。

- (10) 入札参加者またはその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札価格の訂正があった場合は、その入札は無効とする。
- (11) 入札参加者またはその代理人は、提出期限後に、提出した入札書等の書き換え、差し換えまたは撤回をすることができない。
- (12) 落札者が、(1)ア(ア)の期限までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。
- (13) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (14) 提出された書類は返却しない。
- (15) 仕様書およびこれに付属する資料については、本件入札に関する事務のためにのみ使用することとともに、その範囲内においてのみ複製ができるものとする。また、これら資料等の使用期間中の取扱いについては十分注意することとし、情報の流出がないよう確実に管理を行うこと。
- (16) 本件入札後は、仕様書、これに付属する資料およびこれらの複製物について、情報の流出がないよう確実に廃棄すること。
- (17) 入札書および提案書に使用する言語は、日本語に限るものとし、金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (18) 本件に関する機器および物品等の調達にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に配慮すること。

7 様式および資料

本件入札、調達に使用する様式および資料は次のとおりとし、入札参加者において、当公社ウェブサイトで入手すること。

- 様式 [様式第1号] 入札書
 - [様式第2号] 誓約書
 - [様式第3号] 配置予定技術者リスト
 - [様式第4号] 積算内訳書
 - [様式第5号] 委任状
 - [様式第6号] 入札参加資格確認申請書
 - [様式第7号] 役員一覧
- 資料 [資料第1号] 仕様書
 - [資料第2号] 契約書案
 - [資料第3号] 基本計画書平面図
 - [資料第4号] 図「4032」給排水衛生配管配置図
 - [資料第5号] 図「4048」排水配管平面図(1)
 - [資料第6号] 図「4050」排水配管平面図(3)
 - [資料第7号] 1F・2F建物平面図